

東京医科歯科大学医学部附属病院運営会議細則

平成 16 年 4 月 1 日
制 定

（趣旨）

第 1 条 この細則は、東京医科歯科大学医学部附属病院規則（平成 16 年規則第 106 号。以下「規則」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づき、東京医科歯科大学医学部附属病院運営会議（以下「運営会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第 2 条 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 病院内諸規則の制定改廃に関する事項
- (2) 病院内の人事に関する事項
- (3) 病院の運営方針、中期計画、予算及び決算に関する事項
- (4) その他病院の運営に関する重要事項

（組織）

第 3 条 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 病院長
 - (2) 副病院長
 - (3) 病院長補佐
 - (4) 規則第 5 条第 1 項から第 3 項に規定する診療部門、救命救急センター、保険医療管理部、医療安全管理部、感染制御部、臨床研究監視室、中央診療施設等及び看護部に所属する診療部門長、センター長、部長及び室長
 - (5) 東京医科歯科大学医学部附属病院の院内組織に関する内規（平成 16 年制定）第 5 条に規定する各診療科の長
 - (6) 事務部長
- 2 前項に掲げる者のほか、病院長が必要と認める者については、運営会議の議を経て構成員に加えることができる。

（会議の招集）

第 4 条 病院長は、運営会議を招集し、その議長となる。

- 2 病院長に事故あるときは、あらかじめ病院長が指名した者が議長となる。

（会議）

第 5 条 運営会議は、毎月 1 回開催する。ただし、病院長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

- 2 運営会議は、第 3 条第 1 項に定める構成員（以下「構成員」という。）の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

（構成員以外の者の出席）

第6条 病院長が必要と認めるときは、運営会議の承認を得て、構成員以外の者を会議に出席させることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(庶務)

第7条 運営会議に関する庶務は、医学部附属病院事務部総務課において処理する。

(その他)

第8条 この細則の改正は、運営会議の議を経るものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月15日制定）

この細則は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成23年10月28日制定）

この細則は、平成23年10月28日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

附 則（平成25年10月31日制定）

この細則は、平成25年10月31日に施行し、平成25年10月1日から適用する。

附 則（平成26年2月3日制定）

この細則は、平成26年4月1日に施行する。

附 則（平成26年6月19日制定）

この細則は、平成26年6月19日に施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則（平成27年6月29日制定）

この細則は、平成27年7月1日に施行する。

附 則（平成27年7月31日制定）

この細則は、平成27年8月1日に施行する。

附 則（平成30年9月20日制定）

この細則は、平成30年9月20日から施行し、平成30年9月1日から適用する。